八王子市体育館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市体育館条例の一部を改正する条例

八王子市体育館条例(昭和49年八王子市条例第59号)の一部を次のように 改正する。

改 正 後

(使用料) 第6条 (略)

- 2 体育館の施設の貸切りでない場合の利用 | 2 体育館の施設のうち室内プールの貸切り については、教育委員会は、別表第3に定 める額の回数券を発行することができる。
- 3 (略)
- 4 使用料は、利用の承認を受けた際(第2 項の場合については、**回数券**の交付を受け る際)に納付しなければならない。ただ し、教育委員会が特に必要があると認めた ときは、この限りでない。
- 5 6 (略)

(利用料金)

第7条 (略)

- (略)
- 3 体育館の施設の貸切りでない場合の利用 | 3 体育館の施設のうち室内プールの貸切り については、別表第3に定める額の範囲内 において、指定管理者があらかじめ教育委 員会の承認を得て**回数券**を発行することが できる。
- 項の場合については、**回数券**の交付を受け

改 正 前

(使用料)

第6条 (略)

- でない場合の利用については、教育委員会 は、別表第3に定める額の室内プール回数 券を発行することができる。
- (略)
- 4 使用料は、利用の承認を受けた際(第2 項の場合については、**室内プール回数券**の 交付を受ける際) に納付しなければならな い。ただし、教育委員会が特に必要がある と認めたときは、この限りでない。
- 5 · 6 (略)

(利用料金)

- 第7条 (略)
- (略)
- でない場合の利用については、別表第3に 定める額の範囲内において、指定管理者が あらかじめ教育委員会の承認を得て室内プ **-ル回数券**を発行することができる。
- 4 利用料金は、利用の承認を受けた際(前 4 利用料金は、利用の承認を受けた際(前 項の場合については、**室内プール回数券**の る際)に支払わなければならない。ただ | 交付を受ける際)に支払わなければならな

ときは、この限りでない。

 $5 \sim 7$ (略)

別表第1 (第6条、第7条関係)

(1) 八王子市富士森体育館

(1) 八土于市昌士綵体育组					
施設の種別	利用区分	· ·	貸切り	でない	
		の場合	場合		
			子供	大人	
主競技場	午前	9,000円	100円	300円	
	午後A	9,000			
	午後B	9,000			
	夜間	<u>10, 500</u>			
	全日	<u>37, 500</u>			
第2競技場	<u>午前</u>	<u>2, 400</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	
	<u>午後 A</u>	<u>2, 400</u>			
	<u>午後B</u>	<u>2, 400</u>			
	<u>夜間</u>	<u>2, 500</u>			
	<u>全日</u>	<u>9, 700</u>			
第3競技場	<u>午前</u>	<u>1, 900</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	
	<u>午後 A</u>	<u>1, 900</u>			
	<u>午後B</u>	<u>1, 900</u>			
	<u>夜間</u>	<u>2, 000</u>			
	<u>全日</u>	<u>7, 700</u>			
第4競技場	<u>午前</u>	<u>1, 900</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	
	<u>午後 A</u>	<u>1, 900</u>			
	<u>午後B</u>	<u>1, 900</u>			
	<u>夜間</u>	<u>2, 000</u>			
	<u>全日</u>	<u>7, 700</u>			
第5競技場	<u>午前</u>	<u>2, 400</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	
	<u>午後A</u>	<u>2, 400</u>			
	<u>午後B</u>	<u>2, 400</u>			
	<u>夜間</u>	<u>2, 500</u>			
	<u>全日</u>	<u>9, 700</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	午前	<u>1, 500</u>	100	300	
ションホー	午後A	<u>1, 500</u>			
ル	午後B	<u>1, 500</u>			
	夜間	<u>1, 600</u>			
	全日	<u>6, 100</u>			
会議室	午前	<u>800</u>	_	_	
	<u>午後 A</u>	<u>800</u>			
	<u>午後B</u>	<u>800</u>			
	夜間	900			
	全日	<u>3, 300</u>			

備考

ら午前11時50分まで、午後Aとは

し、指定管理者が特に必要があると認めたい。ただし、指定管理者が特に必要がある と認めたときは、この限りでない。

 $5 \sim 7$ (略)

別表第1 (第6条、第7条関係)

(1) 八王子市宣十森休育館

(1) 八王子	产市富士森	体育館		
施設の種別	利用区分	貸切り	貸切り	でない
		の場合	場合	
			子供	大人
主競技場	午前	6,000円	100円	300円
	午後A	6, 000		
	午後B	6, 000		
	夜間	7, 000		
	全日	25, 000		
第2競技場	午前	1, 600	100	300
第3競技場		1, 600		
第4競技場		1, 600		
第5競技場		1, 700		
777 777 77	全日	6, 500		
	<u> </u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レクリエー		<u>1, 600</u>	100	300
ションホー	午後A	<u>1, 600</u>		
ル	午後B	<u>1, 600</u>		
	夜間	<u>1, 700</u>		
	全日	<u>6, 500</u>		
会議室	午前	<u>1, 500</u>		
	午後	2, 000		
	夜間	1, 500		
	全日	5, 000		
/	 н	<u>5, 550</u>		

備考

1 <u>各施設</u>における午前とは午前9時か 1 <u>各競技場及びレクリエーションホー</u> <u>ル</u>における午前とは午前9時から午前 正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

 $2 \sim 5$ (略)

(2) 八王子市甲の原体育館

(2) 八工丁川中の原件月貼					
施設の種別	利用区分	貸切り	貸切り	でない	
		の場合	場合		
			子供	大人	
第1体育室	午前	5,400円	100円	300円	
	午後A	<u>5, 400</u>			
	午後B	<u>5, 400</u>			
	夜間	6, 300			
	全日	22, 500			
第2体育室	午前	<u>1, 800</u>	100	300	
	午後A	<u>1, 800</u>			
	午後B	<u>1, 800</u>			
	夜間	<u>1, 900</u>			
	全日	7, 300			
第3体育室	午前	<u>1, 100</u>	100	300	
	午後A	<u>1, 100</u>			
	午後B	<u>1, 100</u>			
	夜間	1,200			
	全日	<u>4, 500</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
会議室	午前	<u>1, 100</u>	_		
	<u>午後 A</u>	<u>1, 100</u>			
	<u>午後B</u>	<u>1, 100</u>			
	夜間	1,200			
	全日	<u>4, 500</u>			
/#: 1/ .		·	·		

備考

1 各施設における午前とは午前9時から午前11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後5時まで、午後とは午後6時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

 $2 \sim 5$ (略)

(2) 八王子市甲の原体育館

(2) 八土丁川中の原件月貼					
施設の種別	利用区分	貸切り	貸切り	でない	
		の場合	場合		
			子供	大人	
第1体育室	午前	3,600円	100円	300円	
	午後A	<u>3, 600</u>			
	午後B	<u>3, 600</u>			
	夜間	<u>4, 200</u>			
	全日	<u>15, 000</u>			
第2体育室	午前	<u>1, 600</u>	100	300	
	午後A	<u>1, 600</u>			
	午後B	<u>1, 600</u>			
	夜間	<u>1, 700</u>			
	全日	<u>6, 500</u>			
第3体育室	午前	<u>1, 000</u>	100	300	
	午後A	<u>1, 000</u>			
	午後B	<u>1, 000</u>			
	夜間	1, 200			
	全日	<u>4, 200</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
会議室	午前	<u>1, 200</u>		_	
	<u>午後</u>	<u>1, 600</u>			
	夜間	1, 200			
	全日	4,000			

備考

1 各体育室における午前とは午前9時から午前11時50分まで、午後Aとは正午から午後2時50分まで、午後Bとは午後3時から午後5時50分まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいい、会議室における午前とは午前9時から午後9時まで及び全日とは午前9時から午後9時までをいう。

 $2 \sim 7$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

別表第3(第6条、第7条関係)

(1) 八王子市富士森体育館

<u>種別</u>	券面額及び枚数	金額
		(円)
施設利用回子供券	100円券11枚	1,000
数券(競技		
場・レクリ大人券	300円券11枚	3, 000
エーション	000 193 1 142	0,000
<u>ホール)</u>		
施設利用回大人券	300円券11枚	<u>3, 000</u>
数券(トレ		
<u>ーニング室</u>		
<u>走路)</u>		

(2) 八王子市甲の原体育館

種別		券面額及び枚数	金 額
			(円)
体育室回数	子供券	100円券11枚	<u>1, 000</u>
<u>券</u>	大人券	300円券11枚	3,000
室内プール	子供券	70 円券11枚	700
回数券	大人券	200 円券11枚	2,000

別表第3 (第6条、第7条関係)

種別		券面額及び枚数	金 額
			(円)
室内プール	子供券	70 円券11枚	700
回数券	大人券	200円券11枚	2,000

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市体育館条例(以下「新条例」という。)の 規定による施行日以後の体育館の施設の利用に関し必要な手続その他の行為に ついては、施行日前においても新条例の例により行うことができる。
- 3 体育館の施設の施行日以後の利用については、施行日前においても、新条例 別表第1及び第3に定める使用料の額を徴収することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる体育館の施設の施行 日以後の利用については、施行日前においても、新条例別表第1及び第3に定 める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の額を支払わなければな らない。